

第9章 整備

第1節 整備の方向性

第5章第3節で示した整備の現状と課題、第6章第2節3で示した基本方針を踏まえて、整備方針の方向性を以下に示す。本節で示した方向性を前提とし、次節以降で詳述する。

1 史跡保存を前提とした整備と本質的価値の明示

史跡の保存を前提として、段階別・地域別に整備計画を示し、横須賀城跡の本質的価値を的確に示した整備を目指す。

2 来城者の安全を担保するとともに史跡の理解を助ける整備

史跡指定地が広大であることから、あらかじめ未整備箇所まで踏まえた動線を設定し、指定地全体を見据えた整備計画とする。暫定整備の段階から標柱や説明看板等の設置を進め、来城者の理解を助ける整備とする。また、便益施設も適切な位置に設置する。

3 地域住民との共存を図る整備

史跡指定地内には、宅地を始め様々な用途の土地が存在するため、史跡と地域住民の諸活動との共存を目指し、地域社会の安全安心を確保するために相応しい整備とする。

第2節 整備事業の区分と整備段階

整備箇所が広範囲に及ぶため、段階別・地域別の整備計画を設定する。なお、既整備箇所の中には整備から30年以上経過している箇所、斜面崩落等の災害が発生している箇所もあるため、今後は第3節に示す保存整備、活用整備の方針に沿って整備事業を進める必要がある。

整備事業の区分として、史跡指定時から現在まで実施した整備事業を1期整備とし、今後実施する整備事業を2期整備とする。また、史跡の面積は広大であって整備には長期間を要することが想定されることから、2期整備を第1段階から第5段階に細分して整備計画を示す（図9-1）。

第1段階：本丸の土砂災害復旧工事、本丸、西の丸の排水対策を行う。また、①三の丸・東外堀周辺の整備を進める。史跡整備に伴う発掘調査を実施する。

第2段階：②本丸・三の丸の接続部、③櫓形周辺、④南外堀（東側）、の整備を実施する。史跡整備に伴う発掘調査は未実施のため、整備に向けた資料収集を実施する。

第3段階：⑤二の丸周辺の整備を実施する。史跡整備に伴う発掘調査は未実施のため、整備に向けた資料収集を実施する。

第4段階：⑥西大手門・西櫓、⑦南外堀（西側）の整備を実施する。西櫓については平成14年度、平成15年度に史跡整備に伴う発掘調査を一部実施しているが、西大手門周辺は未実施のため、整備に向けた資料収集を実施する。

第5段階：⑧西外堀、⑨北外堀の整備を実施する。西外堀、史跡整備に伴う発掘調査は未実施のため、整備に向けた資料収集を行う。

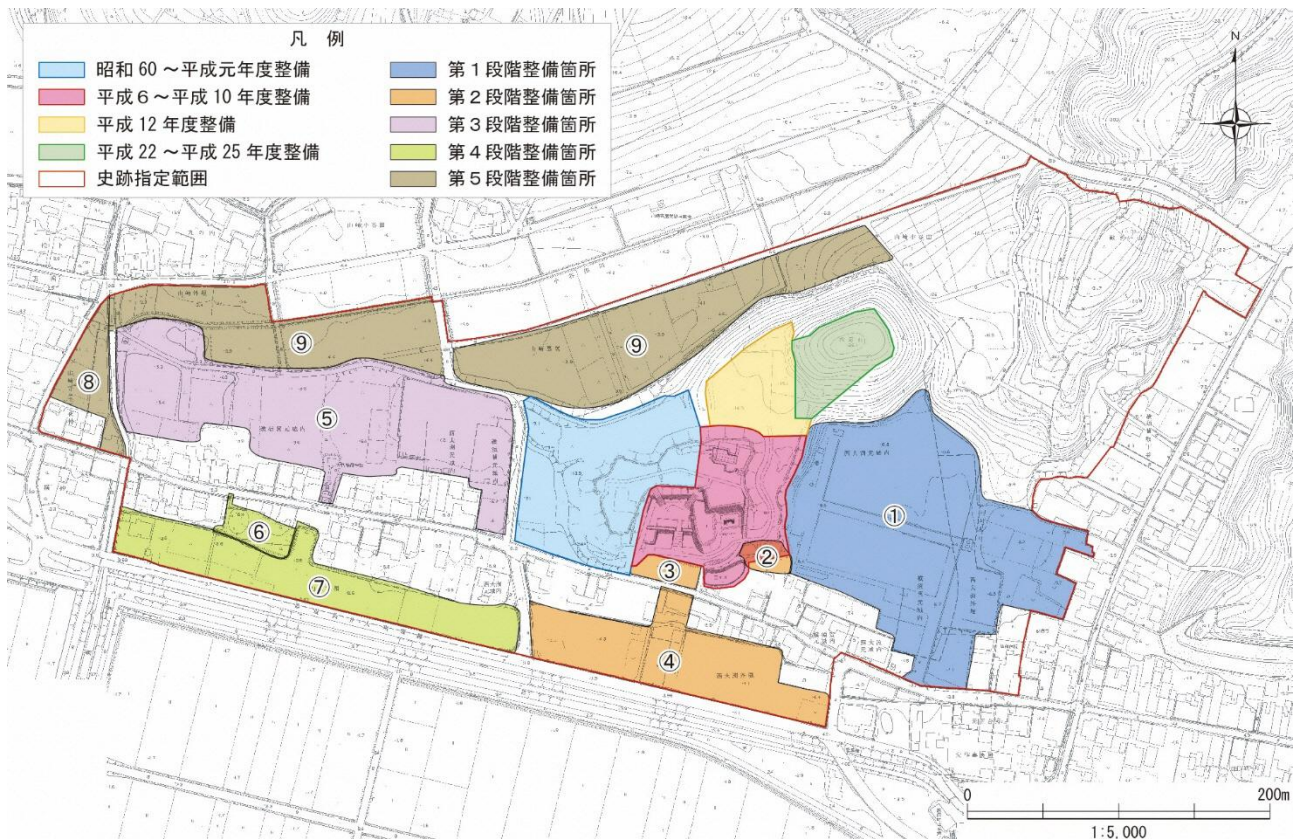


図9-1 2期整備における段階別・地域別の整備箇所

第3節 整備の方針

近年の城郭ブームによって横須賀城跡の来城者も増加傾向にあり、2期整備を望む声が高まっている。今後は、地域住民や来城者の思いを踏まえつつ、整備事業を進める必要がある。

ただ、第1節でも示したとおり、発掘調査成果を踏まえ、史跡の保存と本質的価値の明示を前提とした整備を進めていくのが大原則である。第4章第1節で既に指摘したが、横須賀城は戦国時代の城郭をいわば増築する形で近世城郭を整備しており、基本的には江戸時代末期の姿が残っている。

したがって、江戸時代末期の横須賀城の姿を見せることを原則とする。来城者の理解を助ける整備とするとともに、来城者や地域住民の諸活動との共存も踏まえた整備内容とする。

1 保存整備の方針

土塁、堀切、切岸等の地表に残存している遺構は、新たなき損が生じないように定期的な確認、危険度に応じた対策を行う。特に本丸、西の丸周辺の切岸等は、切岸の斜面崩落が断続的に発生しているため、原因の1つと考えられる曲輪面の排水対策を進める。

また、南外堀や枳形周辺では土砂の流出、三の丸・東外堀と北外堀周辺では排水不良による道路の冠水等、既に公有化された土地が起因となる問題が発生しており、地域住民の生活を脅かす事態となっている。今後は、地形も踏まえて環境調査を実施し、関係各課と協議・調整を行う。

地中に残存する遺構については、現状保存を原則とする。発掘調査履歴が少ない箇所については、継続的に発掘調査を実施して構造を把握するとともに、現地における史跡指定範囲や遺構の保護措置のために、境界杭、標柱、説明看板等を設置して管理を行う。

また、遺構の保存や理解に影響を及ぼす恐れのある樹木や竹、植栽、民有地に影響を与えている樹木、来城者にとって危険な樹木、枯損木は、必要性や安全性を十分に考慮し、第7章第4節の方針に沿って伐採、剪定、枝打ち等を行う。

2 活用整備の方針

江戸時代末期頃の横須賀城の姿を見せる整備を原則とするが、過度な整備は極力控え、持続的な管理が可能な整備方法とする。

史跡の案内方法については、平面表示等の手法を用いて行うことを原則とする。建物の復元、石垣の復元等については、発掘調査、絵図等の史資料、移築現存の建造物の調査成果を踏まえ、復元整備を実施することが妥当か否か判断する。AR・VR等のデジタルコンテンツも積極的に活用し、調査成果を反映させることが望ましい。

動線計画については、第8章第2節で示した通りであるが、急こう配の箇所には、来城者の安全に配慮して階段やスロープを設け、危険な箇所には手すりを設置する。

便益施設については、多目的広場、トイレ、東屋、ベンチ、外灯等を適切な位置に設置する。

景観整備については、第8章第2節に示す動線計画を踏まえたものとする。本丸から城下町、内海方向の見通し、二の丸、三の丸側から城跡への見通し、松尾山から大堀切、三の丸方向への見通しを確保する等、史跡の本質的価値の理解促進を図る整備を実施する（図9-2）。



図9-2 景観整備の計画図

第4節 整備の方法

第1節、第2節で示した方向性、方針を踏まえて、図9-1に示した段階別、地域別に整備の方法を示す。整備の方法については図9-4にも示している。

本節では、第1章第5節に示した保存活用計画の実施期間に行う予定の整備事業について詳細を示し（主に第1段階）、それ以降に行う整備事業については整備の大まかな方針と本格的な整備に至るまでの暫定的な整備の方法について示す。今後、保存活用計画の見直しを行う際に、実情に合わせて整備の方向性や方法を順次見直し、整備事業に反映させる。

なお、具体的な整備の方法については、今後策定する整備基本計画で示すものとする。

1 段階別・地域別の整備

(1) 第1段階の整備〔本丸・西の丸、三の丸・東外堀周辺の整備〕

既整備箇所である本丸の土砂災害復旧工事、本丸・西の丸の排水対策を行う。

三の丸・東外堀周辺は、昭和40年代に誘致された工場の造成に伴い、曲輪平坦面の削平、外堀の埋め立て等の大規模な改変が行われているため、調査成果に基づいた遺構の表示を行う。また、城下町に隣接する地域であることから、横須賀城跡の公開・活用の拠点となる整備を行う。

【保存整備】

- ・本丸の土砂災害工事を行うと共に、本丸斜面周辺の園路等の整備を実施する。
- ・本丸、西の丸の排水計画を見直し、排水対策を進める（図9-3）。

【活用整備】

- ・本丸・西の丸の植栽、樹木の取り扱いを検討し、景観整備を実施する。
- ・三の丸の曲輪平坦面については、地域住民・来城者が集える多目的広場としての整備を進める。
- ・史跡を回遊できる動線としつつ、史跡の管理用車両の通行も踏まえた園路並びに動線とする。
- ・牛池、東外堀の構造が理解できるような遺構の表示方法とする。また、東外堀の石垣の部分的復元も併せて検討するとともに、三の丸周辺に集まる雨水の処理も兼ねた整備内容とする。
- ・三の丸の樹木、竹を伐採、管理を行って遺構の顕在化を図るとともに、本丸側への眺望の確保を行う。
- ・便益施設を設置する。

(2) 第2段階の整備〔南外堀（東側）・柵形周辺の整備〕

南外堀（東側）、柵形周辺については、史跡整備に伴う発掘調査は未実施のため、調査成果に基づいた遺構表示とする。また、南外堀（東側）については、南外堀側から城跡への見通しを意識した整備、柵形周辺は他の曲輪との接続や周辺環境を考慮した整備内容とする。

- ・城跡内への誘導を図るため、標柱や説明看板を設置する。
- ・南外堀（東側）、柵形周辺の排水、土砂流出の問題については、環境調査等の結果を踏まえて、関係各課と連携し対策を進める。
- ・調査成果に基づいた遺構の表示方法とする。また、南外堀石垣の部分的復元も併せて検討する。
- ・史跡を回遊できる動線としつつ、史跡の管理用車両の通行も踏まえた園路並びに動線とする。
- ・便益施設を設置する。

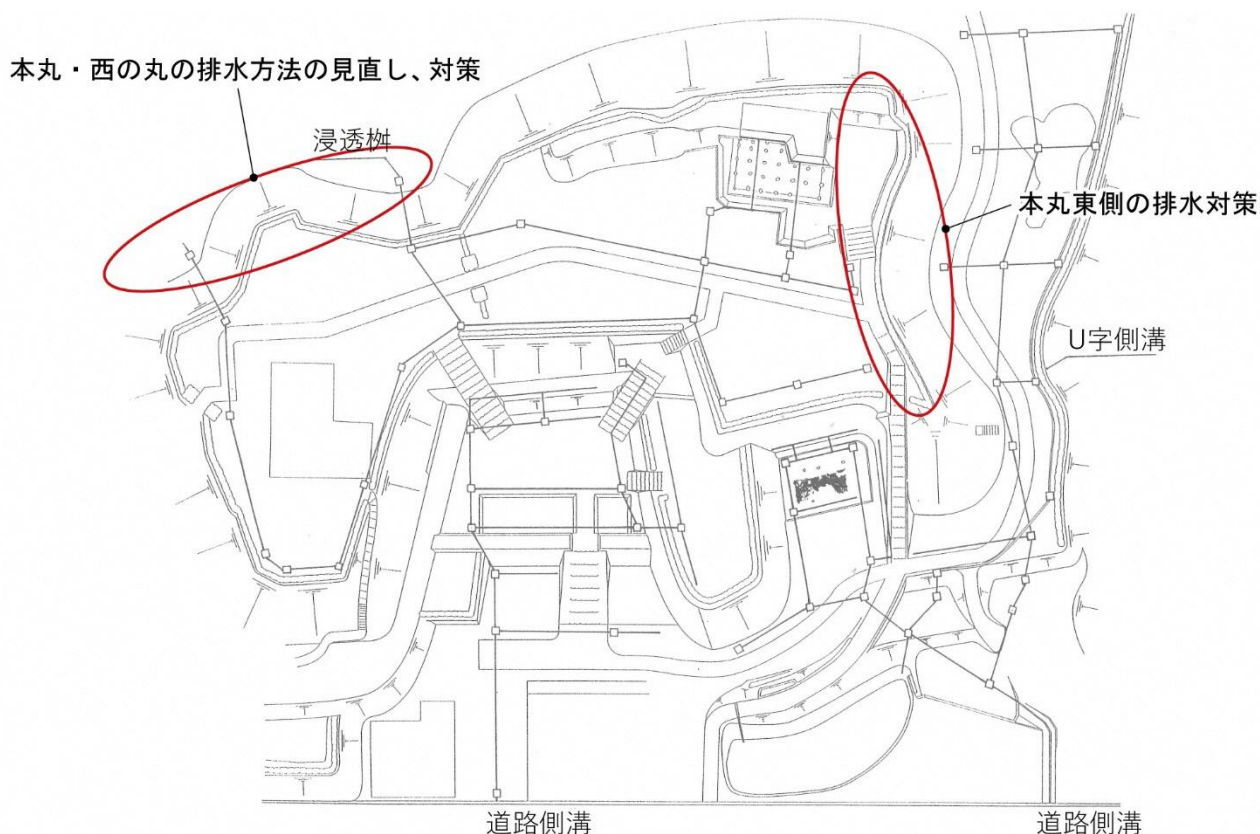


図 9-3 本丸・西の丸の排水計画と今後の対策箇所

(3) 第3段階の整備〔二の丸周辺の整備〕

二の丸周辺は、東側の一部が幼稚園の誘致に伴い造成されているものの、横須賀城跡に由来する地形がよく残る箇所である。史跡整備に伴う発掘調査は未実施のため、調査成果に基づいた遺構表示とする。

- ・ 曲輪への誘導を図るため、標柱や説明看板を設置する。
- ・ 調査成果に基づいた遺構表示とする。
- ・ 二の丸南側に残存する土塁、平成5（1993）年度の確認調査で見ついている池跡については、調査成果に基づき、部分的な復元も含めて検討する。
- ・ 史跡を回遊できる動線としつつ、史跡の管理用車両の通行も踏まえた園路並びに動線とする。

(4) 第4段階の整備〔西大手門、南外堀（西側）の整備〕

横須賀城跡の大手に当たる箇所である。西櫓については平成14（2002）年度、平成15（2003）年度に史跡整備に伴う発掘調査を一部実施しているが、西大手門周辺は未実施のため、調査成果に基づいた遺構表示とする。

- ・ 西大手門、南外堀への誘導を図るため、標柱や説明看板を設置する。
- ・ 調査成果に基づいた遺構表示とする。また、南外堀石垣の部分的復元も併せて検討する。

(5) 第5段階の整備〔西外堀、北外堀の整備〕

西外堀については、昭和48（1973）年度、昭和50（1975）年度に圃場整備事業に伴う記録保存調査を一部実施しているが、北外堀は未実施のため、調査成果に基づいた遺構表示とする。

- ・ 西外堀、北外堀、不開門への誘導を図るため、標柱や説明看板を設置する。
- ・ 北外堀の排水問題については、環境調査等の結果を踏まえて関係各課と連携し対策を進める。

2 その他保存整備

(1) 既整備箇所の保存整備

本丸・天守台、櫓門、西の丸、北の丸、松尾山周辺は既に整備が完了している地域であるが、整備から30年以上経過しており、現在の状況に合わせた整備を実施する必要がある。既整備箇所の整備については、第1段階の整備と並行して順次実施する。

- ・本丸、西の丸からの見通しを確保する。
- ・既存園路の路盤、遺構の平面表示等の整備を実施する。
- ・既存園路のうち階段や手すりの整備を実施する。
- ・史跡内の動線計画を踏まえ、米倉から北の丸を東西方向に繋ぐ管理道の整備を行う。
- ・既存園路に沿う形で防災用の外灯を設置することを検討する。
- ・曲輪平坦面、切岸等の斜面に繁茂する樹木や植栽を第7章第4節の方針に沿って管理する。

(2) 大堀切、敵さい山の保存整備

大堀切、敵さい山については、土砂流出及び崩落に注意を払いつつ、必要箇所については、斜面の保護対策を検討する。また、斜面や堀底に繁茂する樹木については、第7章第4節の方針に基づき、眺望の確保や景観の向上に努める。

危険箇所については立ち入りを制限するため、柵等の設置を進める。

(3) 東大手門周辺の保存整備

令和6(2024)年度時点で民有地、史跡指定地外である。今後は史跡の適切な保存活用を行うにあたり、土地所有者の同意のもと指定地の追加と公有化を検討する必要がある。その後、暫定的な整備として、東大手門の位置を示す標柱や説明看板の設置を検討する。

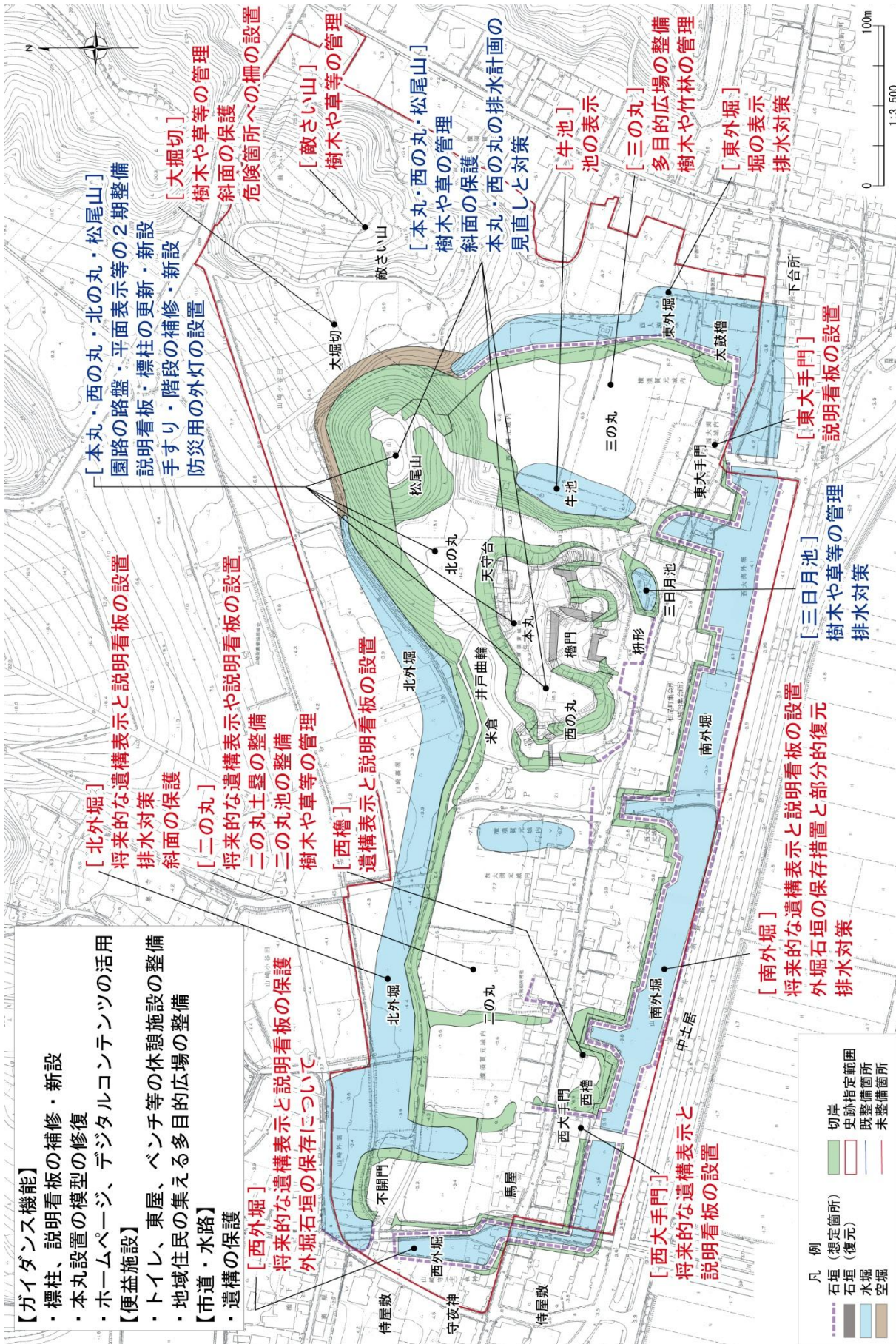


図 9-4 史跡横須賀城跡整備内容図